

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
公益財団法人高輝度光科学 研究センター	機器利用料	2,636,392		7/3 他5件		公財	国所管
公益社団法人科学技術国 際交流センター	学会等年会費	200,000	200,000	7/17	支出先法人が主催する 会議に参加又は同会議 において研究発表等 を行う予定があるため。ま た、会員にならなければ 得られない情報収集等 ができるため。	公社	国所管
公益社団法人応用物理学 会	学会等負担金	280,000		7/10 他36件		公財	国所管
公益社団法人高分子学会	学会等負担金	201,400		7/3 他22件		公社	国所管
公益社団法人電気化学会	学会等負担金	153,000		7/10 他16件		公社	国所管
公益社団法人日本セラ ミックス協会	学会等負担金	332,000		7/10 他39件		公社	国所管
公益社団法人日本金属学 会	学会等負担金	169,620		8/28 他26件		公社	国所管
公益社団法人日本磁気学 会	学会等負担金	272,000		7/10 他28件		公社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。